

設計、工事監理等に係る業務報酬基準 (告示15号)の概要

(参考)業務報酬基準の概要について(告示15号の構成)

建築士事務所の開設者が業務に関して請求することのできる報酬の基準を示しており、第一～第三の実費加算方法に関する項と第四の略算方法に関する項で構成されている。

実費加算方法(第一、第二、第三)

実費加算方法:各経費等について相当する額を個別に積み上げて算出

○業務報酬＝直接人件費＋直接経費＋間接経費＋特別経費＋技術料等経費＋消費税相当額

略算方法(第四)

略算方法:①直接人件費について、標準業務内容に応じた業務人・時間数に人件費を乗じて算定

②直接経費及び間接経費の合計額は、直接人件費の1.0倍

○業務報酬＝直接人件費 × 2.0 + 特別経費 + 技術料等経費 + 消費税相当額

直接人件費＝(標準業務量＋追加的な業務量)×(人件費単価)

標準業務(別添一)

一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務(基本設計・実施設計・工事監理等)を規定。

建築物の類型別の用途等一覧(別添二)

標準業務量(別添三)を決めるための建築物の類型(15類型)を規定。

略算表(別添三)

・建築物の類型別に、標準業務に応じた標準業務量(人・時間)を提示。

・略算表に掲げる設計、工事監理等の標準業務量に対し、難易度に応じて乗じる係数(構造:1.2・1.3・1.4 設備:1.4)を提示。

標準外業務(別添四)

別添一の標準業務内容に含まれない追加的な業務を規定。

※ 当該業務に対応した追加的な業務量(人・時間)を標準業務量に付加することができる。

(参考)業務報酬基準の概要について(別添二)

別添二

(※1) 詳細設計及び構造計算を必要とするもの (※2) 詳細設計を必要とするもの

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類(標準的なもの)	第2類(複雑な設計等を必要とするもの)
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二 生産施設	組立工場等	化学工場、特殊施設を付帯する工場等
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
五 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
六 共同住宅	公営住宅、社宅、寄宿舍等	分譲共同住宅等
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、研究所等
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場を有するもの)、保養所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設等	多機能福祉施設等
十二 文化・交流施設	公民館、集会場、コミュニティーセンター等	劇場、美術館、図書館、警察署、消防署等
十三 戸建住宅 (※1)	戸建住宅	—
十四 戸建住宅 (※2)	戸建住宅	—
十五 その他の戸建住宅	戸建住宅	—

(参考)業務報酬基準の概要について(別添三)

別添三

(※) 別表については、省略。

- 1 別添一第1項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表(※)の(一)設計の欄に掲げるものとする。
- 2 別添一第2項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表(※)の(二)工事監理等の欄に掲げるものとする。
- 3 次に掲げる表(※)において、総合の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号口及び第二号口の各表の(1)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号口の各表の(1)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。
- 4 次に掲げる表(※)において、構造の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号口及び第二号口の各表の(2)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号口の各表の(2)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、平面及び立面が不整形であるなど特殊な形状の建築物にあつては1.3、軟弱な地盤であるなど特殊な敷地上の建築物にあつては1.2、特殊な敷地上の特殊な形状の建築物にあつては1.4を標準とする倍数を、それぞれ該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。
- 5 次に掲げる表(※)において、設備の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号口及び第二号口の各表の(3)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号口の各表の(3)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、中央管理方式の空気調和設備、スプリンクラー設備等の自動式の消火設備などの機能水準が高い設備が設けられる建築物にあつては、1.4を標準とする倍数を該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。
- 6 次に掲げる表(※)において、標準業務人・時間数は、一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。
- 7 次に掲げる表(※)において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

(参考)業務報酬基準の概要について(別添四)

別添四

1 設計に関する標準業務に附随する標準外の業務

設計受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る業務
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第19条第1項に規定する建築物の建築に関する届出に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- 三 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- 四 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法(建築物総合環境性能評価システム)等による評価に係る業務
- 五 建築物の防災に関する計画の作成に係る業務
- 六 建築主が第三者に有償で委託した設計の代替案に関する評価に係る業務
- 七 設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務
- 八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第5条第1項から第3項までの規定による住宅の建築及び維持保全に関する計画の作成に係る業務

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務

工事監理受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る業務
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- 三 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- 四 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法(建築物総合環境性能評価システム)等による評価に係る業務
- 五 建築主と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務

(参考)業務報酬基準の概要について(算定の例)

●本社ビルの場合の標準業務量の算定の例

■建築物の概要

- ・敷地 整形・平坦な敷地
- ・用途 本社ビル
- ・延べ面積 10,000㎡
- ・構造種別 RC造
- ・階数 地上7階、地下1階
- ・構造 平面及び立面が不整形(構造×1.3)
- ・設備 一般的な水準

■標準業務量の算定

	設計	工事監理等
総合	7,400	2,100
構造	2,000 × 1.3 = 2,600	370 × 1.3 = 481
設備	2,400	830
小計	12,400	3,411
合計	15,811	

別表4の2 業務施設(別添三略算表)

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
設計	総合	2,000	2,400	2,700	3,300	3,700	4,400	5,500	6,500	7,400	8,800	10,000
	構造	460	560	640	790	910	1,100	1,400	1,700	2,000	2,500	2,800
	設備	340	450	540	700	850	1,100	1,500	2,000	2,400	3,100	3,800
工事 監理等	総合	890	1,000	1,100	1,200	1,300	1,500	1,700	2,000	2,100	2,400	2,600
	構造	160	180	190	220	240	260	310	340	370	420	460
	設備	83	110	140	190	240	330	490	660	830	1,100	1,400

「標準業務量」に反映

■略算方法による算定(再掲)

○業務報酬 = 直接人件費 × 2.0 + 特別経費 + 技術料等経費 + 消費税相当額

↑ 直接人件費 = (標準業務量 + 追加的な業務量) × (人件費単価)